

ナント・ＩＣキャッシュカード特約

１．（特約の適用範囲等）

- (1) この特約は、ＩＣキャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のＩＣキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ＩＣチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、ナント・キャッシュカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関してはナント・キャッシュカード規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはナント・キャッシュカード規定の定義に従います。

２．（ＩＣチップ提供機能の利用範囲）

ＩＣチップ提供機能は、この機能の利用が可能なＡＴＭ、（以下、「ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭ」といいます。）を利用する場合に、提供されます。なお、ナント・キャッシュカード規定１．に定める支払提携先・振込提携先のうち、一部の支払提携先・振込提携先において、提携先の都合によりＩＣキャッシュカードの利用ができないＡＴＭを設置している場合があります。この場合、当該ＡＴＭではナント・キャッシュカード規定１．の定めにかかわらず、ＩＣキャッシュカードは利用できません。

３．（１日あたりの払戻し限度額の適用区分）

当行は、当行および支払提携先・振込提携先のＡＴＭを利用した現金払戻しおよび振込において、当行の定めにより１日あたりの限度額を設けるものとします。

４．（代理人カード）

代理人（原則として本人と生計をともにする親族１名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名および暗証番号を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を本人カードと同一券種で発行します。

５．（オンラインデビット機能）

ＩＣチップを利用したオンラインデビットサービスはご利用できません。

6. (I Cキャッシュカード対応 A T Mの故障時の取扱い)

I Cキャッシュカード対応 A T Mの故障時には、 I Cチップ提供機能の利用はできません。

7. (I Cチップ読取不能時の取扱い等)

- (1) I Cチップの故障等によって、 I Cキャッシュカード対応 A T Mにおいて I Cチップを読み取ることができなくなった場合には、 I Cチップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続きにしたがって、すみやかに当行に I Cキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) I Cチップの故障等によって、 I Cキャッシュカード対応 A T Mにおいて I Cチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。

以上